

賛助会員等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第10条の規定に基づき賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人、企業・団体）とは、本協会の目的に賛同して入会した者をいう。

2 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 体協時報・ホームページへの掲載
- (2) 本協会発行物の提供（年2回）
- (3) 企業・団体名をスポーツ会館ロビーに掲示
- (4) 本協会のロゴマーク使用
- (5) 免税措置

(賛助会費)

第3条 賛助会員は次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 5,000円（何口でも可）
- (2) 法人・団体会員 年額 1口 10,000円（何口でも可）

2 退会による会費の返還は行わない。

(賛助会費の用途)

第4条 用途については、SSP基金設置規程の各条項に基づき処理するものとし、同規程第4条により基金造成を行い、同規程第3条の事業推進に充てることができるものとする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成27年10月28日一部改正
- 4 平成30年3月8日一部改正
- 5 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 6 令和元年6月24日一部改正、同日施行。
- 7 令和元年8月23日一部改正、同日施行。